

○千葉県県税条例（平成19年3月16日条例第1号）

（不動産取得税の課税標準の特例等）

第五十四条 法第七十三条の十四第四項に規定する申告を行おうとする者は、同項に規定する当該住宅の取得につき同条第一項又は第三項の規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書に当該住宅がこれらの規定に該当する住宅であることを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該住宅の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

3 法第七十三条の十四第十二項から第十四項までに規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
一部改正〔平成二九年条例二三号・令和四年二〇号〕

（不動産取得税の減額の申告等）

第五十九条 法第七十三条の二十四第五項に規定する申告を行おうとする者は、同項に規定する当該土地の取得につき同条第一項から第三項までのいずれかの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書に当該土地がこれらの規定に該当する土地であることを証する書類として規則で定める書類（第五十四条第一項又は第二項の規定により既に提出されている書類がある場合には、その書類を除く。以下この条において同じ。）を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十四第一項から第三項までのいずれかの規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該土地の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

3 法第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令第三十九条の三の二に規定する場合において、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定により減額を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書に第一項に規定する書類（次条第一項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。次項及び同条第三項において同じ。）を添付して知事に提出しなければならない。

4 法第七十三条の二十七の二第二項又は第七十三条の二十七の三第二項の規定により徴収猶予がなされた場合において、法第七十三条の二十七の二第一項又は第七十三条の二十七の三第一項の規定により減額を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二二年条例三一号・二六年三二号・三〇年三六号・令和四年二〇号〕

（不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第六十条 次の各号に掲げる規定に規定する申告を行おうとする者は、当該不動産取得税について当該各号に定める規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 法第七十三条の二十五第一項 法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項

二 法第七十三条の二十七の二第二項 同条第一項

三 法第七十三条の二十七の三第二項 同条第一項

四 法第七十三条の二十七の四第二項 同条第一項

五 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項 法第七十三条の二十七の五第一項

六 法第七十三条の二十七の六第二項 同条第一項

七 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項 法第七十三条の二十七の七第一項

2 前項各号に掲げる規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該不動産の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、

第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

- 3 第一項第四号から第七号までに掲げる規定により徴収猶予がなされた場合において、当該各号に定める規定により納税義務の免除を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

全部改正〔令和四年条例二〇号〕